（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第百三十条　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

［一～十九　略］

二十　法第百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号

二十一　［略］

二十二　法第二百四十五条第二項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十二条第五項

二十三　法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号

二十四　法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号

［号を削る。］

二十五～二十八　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（指図行使すべき株主権等） **第二十一条**　法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項、第八百六条第一項及び第八百十六条の六第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十三号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。 ［2～4　略］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第百六条**　次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。 ［一～十八　略］ 十九　法第百三十九条の十第二項において準用する会社法第七百三十五条の二第三項第二号 二十・二十一　［略］ （自己の投資口を取得することができる場合） **第百二十九条**　法第八十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　当該投資法人が有する他の法人等（法人その他の団体をいう。次号及び第百三十一条において同じ。）の株式（持分その他これに準ずるものを含む。同号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合 ［三・四　略］	（指図行使すべき株主権等） **第二十一条**　法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。 ［2～4　同上］ （電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第百六条**　［同上］ ［一～十八　同上］ ［号を加える。］ 十九・二十　［同上］ （自己の投資口を取得することができる場合） **第百二十九条**　［同上］ 一　［同上］ 二　当該投資法人が有する他の法人等の株式（持分その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。）につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配（これらに相当する行為を含む。）により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合 ［三・四　同上］
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第百三十条**　［同上］ ［一～十九　同上］ ［号を加える。］ 二十　［同上］ ［号を加える。］ 二十一　法第二百四十九条第一項において準用する会社法第七百三十一条第三項第二号 ［号を加える。］ 二十二　法第二百五十条第三項において準用する法第六十三条第三項第二号 二十三～二十六　［同上］	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第百三十条**　［同上］ ［一～十九　同上］ ［号を加える。］ 二十　［同上］ ［号を加える。］